

四半期財務情報の開示の充実に関する適時開示制度の見直しについて

平成 15 年 12 月 19 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、昨今において我が国企業業績が短期間に大きく変動する事例が多く見られることを踏まえ、店頭登録会社の経営成績・財政状態に係る有用な情報がより高い頻度で定期的の開示されることが適当との観点から、平成 16 年 3 月期決算に係る第 1 四半期より「四半期業績の概況」の開示を行うことを求めるなど、店頭登録会社による四半期財務情報の開示の促進に向けた取組みを積極的に進めてきている。

この「四半期業績の概況」の開示は、四半期財務情報の開示の端緒として店頭登録会社に売上高等の開示を求めているものであるが、投資者により有用な情報を提供するとともに、国際比較の観点から遜色のない四半期財務情報の開示制度を構築するため、より詳細な「四半期財務・業績の概況」の開示を求めることとし、「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」（公正慣習規則第 1 号の 3）等について、所要の改正を行うこととしたい。

項 目	内 容	備 考
1. 改正概要 ○ 四半期財務・業績の概況の開示	店頭登録会社は、「四半期業績の概況」の開示に代えて、第 1 四半期及び第 3 四半期における当該店頭登録会社の企業集団（連結財務諸表非作成会社である場合は、当該店頭登録会社）の経営成績及び財政状態に係る四半期財務情報を含む「四半期財務・業績の概況」を開示しなければならないものとする。	- 適時開示の実務上、売上高、営業利益、経常利益、四半期（当期）純利益、総資産及び株主資本（純資産）並びに四半期財務情報の作成に当たっての基本的な考え方等の開示を求めることとする。 - システム対応及び子会社における対応等の必要がある店頭登録会社についての実務上の準備期間を考慮し、施行日以後 3 年以内に開始する事業年度については、所要の経過措置を設けることとする。 「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」（公正

項 目	内 容	備 考
2. 改正時期	平成 16 年 4 月 1 日の施行を目途とし、平成 17 年 3 月期決算に係る第 1 四半期の開示から適用する。	慣習規則第 1 号) 第 5 条第 1 項第 2 号の基準により登録した銘柄の発行会社については、現行どおり。

パブリック・コメント・スケジュール

募集期間：平成 15 年 12 月 19 日から平成 16 年 1 月 16 日 17:00 まで

パブリック・コメントの募集方法：郵便又は電子メールにより募集

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-5-8

日本証券業協会総務部総務グループ 宛

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

(注) 住所・氏名・会社名等連絡先を明記の上、御提出ください。

本件に関する問い合わせ先：

日本証券業協会 店頭市場部 担当：島村、山本 (Tel: 03-3667-8459)